

琉球大学教育学部と島尻教育研究所との連携・協力に関する協定書

国立大学法人琉球大学教育学部（以下「学部」という。）と南部広域行政組合島尻教育研究所（以下「研究所」という。）は、学部^に所属する教員の研究及び学生への教育の向上と、研究所所轄の教員の調査研究事業等について相互に連携・協力し、教育の向上をめざして協働し事業を行うために、次のように協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 学部は、研究所所轄の教員に大学における高度な教育、研究に触れる機会を提供するとともに、研究所所轄の教育に資する調査・研究及び事業に協力する。研究所は学部の教育・研究について、調査や実践的研究の情報及び機会等を提供するなど、所轄下の学校の協力が得られるよう配慮する。

（事業内容）

第2条 連携・協力事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教育についての調査・研究に関すること。
- (2) 教職員の資質向上のための研修に関すること。
- (3) 所轄する学校への学習支援活動及び学生のインターンシップに関すること。
- (4) その他、両者の協議の結果に基づき実施する事業に関すること。

（実施組織等）

第3条 両者は、委員を選出して連携推進会議（以下「会議」という。）を設置し、連携事業の内容について協議し実施する。

- 2 会議に、委員長、副委員長を置く。
- 3 委員長は、副委員長と議題を調整の上確定し、会議を招集する。
- 4 会議の事務局を研究所に置く。

（協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、平成19年度の1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2ヶ月前までに、両者から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（補 則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携事業に関し必要な事項については、両者が協議の上、別に定める。

本協定書を2通作成し、両者がそれぞれ署名のうえ1通を所持する。

平成19年4月20日

国立大学法人琉球大学教育学部長

會 澤 卓 司

會澤卓司

南部広域行政組合 島尻教育研究所長

古 波 蔵 肇

古波蔵肇